

## 年金 2 (問題)

### 【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 5 点、(2) 9 点、(3) 11 点、(4) 5 点 (計 30 点)

(1) 次の①~⑤の文章について、下線部分      部分が正しい場合は○を記入し、誤っている場合は×を記入するとともに下線部分      部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 確定給付企業年金において最低積立基準額の計算に用いる予定利率として「0.8 以上 1.2 以下の数」を乗じて得た年率とするときは、その設定の根拠および最低積立基準額に及ぼす影響について、事業主や理事長において十分な検討を行っている必要があり、加入者および受給権者等に対して十分な情報提供を行う必要がある。
- ② 確定給付企業年金において積立比率の回復計画を策定する場合、積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、財政検証の基準日の属する事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率、当該事業年度の翌事業年度末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率または当該事業年度を含む直近 5 事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均もしくは掛金額の計算に用いる予定利率のうちいずれか低い率のうち最も高い率を上回らないものとする必要がある。
- ③ 確定給付企業年金において積立比率に応じた必要な掛金を設定する方法により決定した特例掛金は、非継続基準の財政検証に抵触した事業年度の翌々事業年度の規約に定める時期に拠出する。
- ④ IAS 19 では、確定給付費用を認識する際、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額をその他の包括利益として認識する。
- ⑤ 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「IAS19 に関する数理実務基準」によれば、数理上の仮定は、退職給付を支給する最終的なコストを決定する変数であって、偏りがなく、互いに整合的であり、対象企業の最善の見積りとして、会員に選定する責任がある。

(2) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイドランス」における計算基礎に関する記述について空欄を埋めなさい。

### 3.4 予想昇給率

適用指針第 28 項では、「予想昇給率は、における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、に推定して算定する。」とされている。

(略)

日本では、予想昇給率は、対象給与の昇給が、やとの相関が見られる部分と、に相当する部分から構成されると考えて推定することが適当な場合が多い。

#### ● やとの相関が見られる部分：

これは、経験の蓄積や雇用主への貢献に応じて昇給する部分などを指しているものである。対象給与のデータを基に別の指数を推定することで、予想昇給率を推定する数理的な方法がある。適用対象者数が少ないなどのために、予想昇給率をに推定するための対象給与のデータを十分得られない場合は、例えば、同業種の類似企業で使用している予想昇給率、所属する業種の統計資料を基にした推定、又は、それらに対して対象給与の特性や対象給与のデータに基づくな補正を行うことを検討する。の変更等により、対象給与のデータを基にすることが適当ではない場合は、の変更内容や昇給モデルなど、十分な情報収集を行った上で予想昇給率を設定する。

#### ● に相当する部分：

に相当する部分については、や生産性の向上の見込み等からに予想して、予想昇給率に含める。

### 3.7 退職率

適用指針第 26 項では、「退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年等により生存退職するごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する計算基礎である。」とされている。

退職率は、例えば、入社後数年の退職率が高く、その後の定着率が高い場合など、ごとの発生率を用いることが適切な場合がある。

(以下略)

### 3.11 連合型の年金基金等に加入している場合の計算基礎

適用指針第 26 項では、「退職率はごとに算定することを原則とするが、事業主が連合型厚生年金基金制度等においてが類似する企業集団に属する場合には、当該集団の退職率を用いることができる。」とされている。

適用指針第 28 項では、「予想昇給率はごとに算定することを原則とするが、連合型厚生年金基金制度等において給与規程及び平均給与の実態等が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の予想昇給率を用いることができる。」とされている。

連合型の年金基金等に加入しているとしても、そのすべての企業の  や給与規程及び平均給与の実態が類似するとは限らないことに留意する。

- (3) 「確定給付企業年金法」および「確定給付企業年金法施行規則」における実施事業所の減少に関する記述について空欄を埋めなさい。

○確定給付企業年金法

第七十八条の二 確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合又は基金が二以上の事業主により設立された場合において、事業主等が一の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であって次に掲げる要件を満たすときは、前条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認（確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可）を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。

- 一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を  することが困難であると認められること。
- 二 基金の場合にあつては、基金の  の数が、当該実施事業所を減少させた後においても、第十二条第一項第四号（基金を共同して設立している場合にあつては、同項第五号）の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれること。
- 三 当該実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあつては、 において、当該減少に係る実施事業所の事業主が、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち当該  で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

○確定給付企業年金法施行規則

第八十八条の二 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）が  としたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる  の予想額の現価とする方法
- 二 前号の方法により計算した額に  で定めるところにより次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を加算した額とする方法
  - イ 減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）において、積立金の額が当該減少日を法第六十条第二項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した  の額を下回ることが見込まれる場合  
当該下回る額の見込額を償却するために必要となる掛金の額のうち減少実施事業所が  としたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額
  - ロ 減少日において、時価により評価した積立金の額が前回の財政計算の計算基準日において用いた第四十八条第一項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合  
当該下回る額の見込額を償却するために必要な掛金の額のうち減少実施事業所が  としたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額

ハ 減少実施事業所の減少に併せて掛金の額の  $\square G$  をするとした場合において、イ又はロ以外の要因により掛金の額が増加することとなる場合

当該イ又はロ以外の要因により増加することとなる掛金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額として合理的に計算した額

三 減少日における積立金の額が、当該日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した  $\square H$  を下回ることが見込まれる場合において、当該下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として  $\square C$  で定めるところにより合理的に計算した額とする方法

四 第一号又は第三号の額のうちいずれか  $\square I$  額とする方法

五 第二号又は第三号の額のうちいずれか  $\square I$  額とする方法

六 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合に限る。）

(以下略)

第八十八条の三 法第七十八条の二第一号の確定給付企業年金を  $\square A$  することが困難であると認められることは、同条の規定による実施事業所の減少に関する事項を  $\square C$  に定めた場合であつて、当該事項を  $\square C$  に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が  $\square J$  に相当する額（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間がある場合にあつては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。）を超えて掛金の納付を怠つたこととする。

2 事業主等は、法第七十八条の二の規定により実施事業所を減少させようとする場合には、当該実施事業所の事業主に対し、掛金の納付を怠つた理由について  $\square K$  を与えなければならない。

(以下略)

(4) 次は、被用者年金一元化の仕組みに関する記述である。空欄に適切な語句を下の選択肢  
(ア) ~ (ツ) の中から選び記号で答えなさい。

- 被用者年金一元化後の厚生年金は 1・2 階部分の保険料率および給付を統一した上で 1・2 階部分の保険料収入および積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、
- ・ 共済組合等が徴収した厚生年金保険料および管理運用する 1・2 階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に  を納付し、
  - ・ 共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に  として交付される
- 仕組みとなっている。
- 各実施機関から厚生年金勘定への  については徴収した厚生年金保険料および管理運用する 1・2 階積立金に応じて納付することを基本として次の 2 つの部分から構成されている。
- ・ 標準報酬按分部分  
厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に  を乗じたもの (標準報酬按分率) によって按分したもの。
  - ・ 積立金按分部分  
厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの 1・2 階相当積立金に応じた率に  $(1 - \text{})$  を乗じたもの (積立金按分率) によって按分したもの。
- ただし、激変緩和措置として当分の間は以下の分担とすることとされている。
- ・ 標準報酬按分部分  
厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に  を乗じたものに  を乗じて得た率 (標準報酬按分率) によって按分したもの。
  - ・ 積立金按分部分  
厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの 1・2 階相当積立金に応じた率に  $(1 - \text{})$  を乗じたものに  を乗じて得た率 (積立金按分率) によって按分したもの。
  - ・ 支出費按分部分  
厚生年金の給付費 (共済年金の 2 階部分を含む) に  (国庫・公経済負担除く) を加えたものに対する実施機関ごとの支出費に応じた率に  を乗じて得た率 (支出費按分率) によって按分したもの。

【選択肢】

- |             |             |                |
|-------------|-------------|----------------|
| (ア) 10/100  | (イ) 30/100  | (ウ) 50/100     |
| (エ) 政府負担金   | (オ) 拠出金     | (カ) 実質 GDP 成長率 |
| (キ) 交付金     | (ク) 特別国庫負担額 | (ケ) 保険料相当額     |
| (コ) 標準報酬指数  | (サ) スライド調整率 | (シ) 国庫負担割合     |
| (ス) 雇用者比率   | (セ) 所得代替率   | (ソ) 保険料財源比率    |
| (タ) 基礎年金拠出金 | (チ) 免除保険料   | (ツ) 基礎年金給付費    |

問題 2. 次の (1) ~ (3) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 10点、(2) 4点、(3) 6点 (計20点)

- (1) 確定給付企業年金関連法令または関連通知の内容、もしくは、日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」の内容を踏まえて、以下の①~③について簡記しなさい。なお、再評価率や指標利率を用いない制度を想定して記述すること。
- ① 数理債務、最低積立基準額、積立上限額の算定に用いる数理債務の計算に用いる予定利率の決め方
  - ② 退職給付債務の計算に用いる割引率の決め方
  - ③ マイナス金利環境下における急激な金利の低下が数理債務、最低積立基準額、積立上限額の算定に用いる数理債務、退職給付債務に及ぼす影響とその理由
- (2) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」によれば、ポイント制における給付算定式基準の取扱いについて、2種類の方法が取り上げられている。これに関し、以下の①、②について簡記しなさい。
- ① 取り上げられている2種類の方法
  - ② 55歳の前後でポイント格差が大きいポイント制において、給付算定式基準を用いる場合に適切と考えられる方法とその理由
- (3) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「IAS19に関する数理実務基準」に記載されている「他者への依拠」の内容を踏まえて、以下の①、②について列挙しなさい。
- ① 会員が責任を負わない旨を表明することなく、他者から入手した情報を用いる場合に会員が行うこと
  - ② 会員が他者から入手した情報に依拠することを述べ、当該情報には責任を負わない旨を表明する場合に報告書に記載する内容

## 【 第 II 部 】

問題 3. 次の (イ)、(ロ) のいずれかを選択して答えなさい。(10 点)

(イ) A社の退職一時金制度は確定給付企業年金制度(以下、「DB」という)に50%移行している。A社は退職給付会計における債務・費用を安定化させるため、DBまたは退職一時金制度のうち50%を一律給付減額し、確定拠出年金制度(以下、「DC」という)へ移行することを検討している。平成28年3月31日の年金財政、退職給付会計の状況は下記のとおりであった。このとき次の(1)～(3)の各問に答えなさい。[解答は所定の解答用紙に記入すること]

【A社の諸数値】

(単位:百万円)

【年金財政(予定利率2.0%)、財政決算日:平成28年3月31日】

数理債務	20,000
年金資産	14,000
未償却過去勤務債務	4,000
繰越不足金	2,000
最低積立基準額	18,000

【退職給付会計(割引率1.0%)、会社決算日:平成28年3月31日】

	DB	退職一時金制度
退職給付債務	25,000	25,000
年金資産	14,000	—
未認識数理計算上の差異	6,000	5,000
退職給付引当金	5,000	20,000
勤務費用	1,000	1,000

- ・長期期待運用収益率は1.5%
- ・退職一時金制度の期末要支給額:20,000

- ・A社のDBには、受給者、受給待期者はいないものとし、設立以来、加入者負担掛金は設定されていないものとする。
- ・確定給付企業年金法施行規則第九十六条の二に規定される算定方法は最低積立基準額を用いるものとする。
- ・勤務費用は翌年度のものを記載している。
- ・未認識数理計算上の差異は全額当年度末に発生したものであり、翌年度から5年で償却するものとする。

- (1) 平成 28 年 3 月 31 日で DB のうち 50% を一律給付減額し DC に移行した場合、掛金の一括拠出額および、退職給付会計上の特別利益あるいは特別損失を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (2) 平成 28 年 3 月 31 日で退職一時金制度のうち 50% を一律給付減額し DC に移行した場合、発生する退職給付会計上の特別利益あるいは特別損失を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (3) (1) の DB から DC に移行する場合と比較して、(2) の退職一時金制度から DC に移行する場合において、翌年度の退職給付費用の増減および DC 移行にかかる企業の資金負担には、それぞれどんな違いが生じるかを答えなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

(ロ) 以下の【諸数値等の前提】は、ある厚生年金基金(以下、「基金」という)に関するものである。  
これを踏まえて、次の(1)～(3)の各問に答えなさい。

[解答は所定の解答用紙に記入すること]

【諸数値等の前提】

○平成 27 年度末の諸数値等

- ・ 固定資産：11,000 百万円
- ・ 流動資産：13,000 百万円(うち、最低責任準備金の前納額 12,000 百万円)
- ・ 支払備金：3,500 百万円
- ・ 流動負債：500 百万円
- ・ 平成 27 年度末最低責任準備金

	①一律 0.875	②年齢階級 3 区分別係数 (平成 26 年 4 月より適用)	③年齢階級 3 区分別係数 (平成 17 年 4 月より適用)
期ズレなし	18,500 百万円	18,000 百万円	17,600 百万円
期ズレあり	17,500 百万円	17,300 百万円	17,000 百万円

(注)上記 0.875 および年齢階級 3 区分別係数は、代行給付相当額にかかる係数を表しており、年齢階級 3 区分別係数の下のカッコ書きは、当該係数の適用月を表しており、それ以前の係数は 0.875 とする(以下、同様)。なお、平成 26 年度財政決算において、最低責任準備金は年齢階級 3 区分別係数を平成 26 年 4 月から適用したものを使用した。

- ・ 平成 27 年度末最低積立基準額(プラスアルファ部分)：7,000 百万円

○平成 28 年度の諸数値等

- ・ 平成 28 年度末最低責任準備金の見込み額

	①一律 0.875	②年齢階級 3 区分別係数 (平成 26 年 4 月より適用)	③年齢階級 3 区分別係数 (平成 17 年 4 月より適用)
期ズレなし	18,900 百万円	18,500 百万円	18,300 百万円
期ズレあり	18,200 百万円	18,000 百万円	17,700 百万円

- ・ 平成 28 年度末最低積立基準額(プラスアルファ部分)の見込み額：7,500 百万円
- ・ 平成 28 年度における掛金の見込み額：500 百万円
- ・ 平成 28 年度において特例掛金は設定していない。

- (1) 平成 27 年度末非継続基準の財政検証結果を踏まえて、積立比率に応じた必要な掛金を設定する方法により、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出することが可能な特例掛金の額の範囲を算出しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (2) この基金が代行返上した場合、代行返上に伴う非継続基準の財政検証にかかる経過措置について簡記せよ。なお、非継続基準の財政検証に抵触した場合には積立比率に応じた必要な掛金を設定する方法を採用するものとする。
- (3) 代行返上時に使用できる最低責任準備金の算定方法のうち、政府負担金の調整について簡記せよ。

問題 4. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。選択ではありません。

[解答は汎用の解答用紙に記入し、(1) および (2) ともに、それぞれ 2 枚以内とすること。指定枚数を超えて解答した場合、3 枚目以降については採点の対象外とする。]

各 20 点 (計 40 点)

(1) 平成 28 年度に厚生労働省により確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する御意見募集 (パブリックコメント) が実施されている。当該内容 (平成 28 年 12 月 14 日時点で当該パブリックコメントを受けた政省令および関連通知が発出されていればその内容も含む) も踏まえ、確定拠出年金と比較したうえでのリスク分担型企業年金の導入意義について所見を述べなさい。

(2) 次の表は厚生年金におけるマクロ経済スライドによる給付水準調整終了年度とその時点における所得代替率を示したものである。

給付水準調整終了年度が比例部分と基礎部分で異なる理由について触れ、基礎年金部分にマクロ経済スライドを導入すべきでないという主張に対し所見を述べなさい。

表 厚生年金の財政見通し (平成 26 年財政検証)

人口 : 出生中位、死亡中位 経済 : ケース C (変動なし)

	所得代替率 〔給付水準 調整終了後〕	給付水準調整終了年度
一元化モデル	51.0%	2043
比例	25.0%	2018
基礎	26.0%	2043
従来モデル	(52.1%)	

出典 : 「平成 26 年財政検証結果レポート」 (厚生労働省年金局)

以上

年金2 解答例

問題1

(1)	設問	○か×かを記入	×の場合に正しい内容を記入
	①	×	労使間や代議員会
	②	○	
	③	×	翌事業年度または翌々事業年度
	④	×	純損益
	⑤	×	対象企業

(2)	A	個別企業	B	合理的
	C	年齢	D	経験年数
	E	ベースアップ	F	給与体系
	G	インフレーション	H	勤務期間
	I	勤務環境		

(3)	A	継続	B	加入者
	C	規約	D	減少しない
	E	特別掛金額	F	責任準備金
	G	再計算	H	最低積立基準額
	I	大きい	J	一年分
	K	弁明の機会		

(4)	A	(オ)	B	(キ)
	C	(ソ)	D	(ウ)
	E	(タ)		

問題 2

(1)

①

数理債務の計算に用いる予定利率は、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率（下限予定利率）を下回ってはならない。下限予定利率は、直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として設定されたものであること。

最低積立基準額の計算に用いる予定利率は、当該事業年度の末日の属する年前5年間に発行された30年国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。なお、当該年率に0.8以上1.2以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることができる。

積立上限額の算定に用いる数理債務の計算に用いる予定利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率とすること。

②

退職給付債務の計算に用いる割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる。（優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等が含まれる。）

割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。（例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる。）

問題 2

(1)

③

数理債務は予定利率を見直さない限りは直接的には影響しない。(予定利率を見直す場合や次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を変更する場合は数理債務に影響する、といった記述としても可。)

最低積立基準額の計算に用いる予定利率は、30年国債利回りの5年平均を勘案して決められるため、30年国債利回りの低下が予定利率の低下に段階的に影響を与え、予定利率の低下に伴い最低積立基準額は増加する。

積立上限額の算定に用いる数理債務の計算に用いる予定利率は、10年国債利回りの5年平均又は1年平均のいずれか低い率を勘案して決められるため、マイナス金利含む10年国債利回りの1年平均の急激な低下は予定利率の低下に大きく影響を与え、予定利率の低下に伴い積立上限額の算定に用いる数理債務は増加する。

退職給付債務の計算において、イールドカーブを想定すると、支払見込期間毎のスポットレートを適用するため、例えば、割引率の算定基礎を国債利回りとしている場合には、期間が短いものはマイナス金利となる。単一の加重平均割引率を想定しても、デュレーションや加重平均期間に対応するスポットレートに基づいて計算されるため、マイナス金利の影響を受ける。重要性基準やマイナス金利の適用の有無を考慮する必要はあるが、割引率の急激な低下は単年度の退職給付債務の増加に大きく影響する。

問題 2

(2)

①

(a) 平均ポイント比例の制度として扱う方法

ポイント制の給付算定式は、平均ポイント（ポイントの累計を勤務期間で除したもの）に勤務期間を乗じたものを用いる給付算定式と同一の給付額となることから、ポイント制を平均ポイントに基づく制度として、給付算定式基準を適用する。

(b) 将来のポイントの累計を織り込まない方法

各期に付与されるポイントを当該各期に帰属させる給付を構成するものとして扱う。そのため、退職給付債務の計算に将来付与されるポイントを織り込まない。

②

【適切と考えられる方法】

(a) 平均ポイント比例の制度として扱う方法

【理由】

将来のポイント累計が著しく後加重であると判断される場合は均等補正が求められるが、そのことは（b）の将来のポイント累計を織り込まない方法とは相容れないため。

(3)

①

- ・当該情報を用いることが、本実務基準の内容に従うことを確認する
- ・会員が用いようとする情報の取扱いと吟味に関する適切な手続きを確立する

②

- ・その事実（他者の特定を含む）
- ・依拠の内容と範囲
- ・当該情報に明らかな欠陥がないかどうかを確認した結果
- ・実行可能であれば、合理性と整合性の観点から当該情報を吟味した結果
- ・当該情報に依拠することが適切であるかどうかを会員が検討した場合  
には、その検討の手続きおよび結果

問題 3

選択した問題の番号

(イ)

(1)

DC 移換相当額 = 最低積立基準額  $\times$  50% = 18,000  $\times$  50% = 9,000 (百万円)

年金資産額のうち、DC 移換相当分 = 14,000  $\times$  9,000 / 18,000 = 7,000 (百万円)

$\Rightarrow$  一括拠出額 = 9,000 - 7,000 = 2,000 (百万円)

DC 移行に伴い減少する PBO = 25,000 (百万円)  $\times$  0.5 = 12,500 (百万円)

一方、減少する未認識数理計算上の差異 = 6,000  $\times$  0.5 = 3,000 (百万円)

移換相当額 = 9,000 (百万円) なので、

よって、発生する特別損益 = 12,500 - 9,000 - 3,000 = 500 (百万円) の益

(2)

DC 移行に伴い減少する PBO = 25,000 (百万円)  $\times$  0.5 = 12,500 (百万円)

一方、減少する未認識数理計算上の差異 = 5,000  $\times$  0.5 = 2,500 (百万円)

移換相当額 = 期末要支給額  $\times$  0.5 = 20,000  $\times$  0.5 = 10,000 なので、

よって、発生する特別損益 = 12,500 - 10,000 - 2,500 = 0 特別損益は 0 (百万円)

(3)

・ 翌年度での費用項目のうち、勤務費用と利息費用は DB と退職一時金制度は同額のため、増減は同じ。

他の項目の増減は以下の通り (左: DB、右: 退職一時金制度。単位(百万円))

① 未認識数理計算上差異の費用処理額:  $\blacktriangle$  600 (6,000  $\times$  0.5/5)  $\blacktriangle$  500 (5,000  $\times$  0.5/5)

② 期待運用収益率:  $\blacktriangle$  105 ((14,000 - 7,000)  $\times$  0.015) -

① - ②:  $\blacktriangle$  495 ( $\blacktriangle$  600 -  $\blacktriangle$  105)、 $\blacktriangle$  500。よって、退職一時金制度の方が、費用の減少は 5 ( $\blacktriangle$  495 -  $\blacktriangle$  500) (百万円) 多くなる。

・ DC 移行に係る企業の資金負担は、総額で退職一時金制度の方が 8,000 (10,000 - 2,000) (百万円) 大きくなる。

ただし、DB は一括で拠出する必要があり、退職一時金は改定翌年度から 3~7 年にかけて分割して移換する必要があるため、退職一時金からの移換期間を長くすることにより、短期的な資金負担を抑えることができる。

(1)

純資産額 (以下、F という) = 流動資産 + 固定資産 - 支払備金 - 流動負債 = 20,000

最低責任準備金 (以下、MinV という) は、18,000 (問題文中の②、期ズレなし)。

・ F の MinV に対する比率に応じた額… (ア)

(ア) =  $F / \text{MinV} \geq 1.05$  なので、比率に応じた額 = 0

・ F の最低積立基準額 (以下、MinF という) に対する比率に応じた額… (イ)

$F / \text{MinF} = 20,000 / 25,000 = 0.8$  であり、

$\text{MinV} \times 1.4 (=25,200) > \text{MinF} (=25,000)$  であるから、1/5償却となる部分は、

$\min(\text{MinV} \times 1.4, \text{MinF})$  以下で、F 以上の部分となるため、

$\{\min(\text{MinV} \times 1.4, \text{MinF}) - F\} / 5 = (25,000 - 20,000) / 5 = 1,000$

・ 平成28年度末のMinFの見込み額から平成27年度末のMinFを控除した額… (ウ)

(ウ) =  $(7,500 - 7,000) + (18,500 - 18,000) = 1,000$

特例掛金の下限:  $\max((ア), (イ)) + (ウ) - \text{H28年度掛金額} = 1,000 + 1,000 - 500$

$= 1,500$

特例掛金の上限:  $(\text{MinF} - F) + (ウ) - \text{H28年掛金額} = 5,000 + 1,000 - 500 = 5,500$

抛出可能な範囲は、1,500百万円～5,500百万円

(2)

● 移行する給付に係る最低保全給付は5年間にわたり段階的に認識可能

● 積立比率に応じた償却額の下限を財政検証の基準日が属する年度に応じて緩和する。具体的には積立不足額のうち積立比率に応じて1/15、1/10、1/5に該当する率を

それぞれ、財政検証の基準日が平成26年度の場合は1/25、1/20、1/15、

財政検証の基準日が平成27年度の場合は1/24、1/19、1/14、と逡減し

財政検証の基準日が平成36年度以降は1/15、1/10、1/5 となる。

(3)

支給停止を見込むための係数0.875で計算した政府負担金が、0.875を年齢階級3区分

別係数に見直した場合の政府負担金を下回る額を最低責任準備金算出時に控除する

ことが可能。このことを政府負担金の調整という。平成17年4月まで遡及適用可能

#### 問題4. (1)

##### <解答のポイント>

本件は、新たにDBで設計可能となるリスク分担型DBについて、その導入の意義（企業が導入するメリット）を問うものである。ただし、DCと比較することが求められているため、DCとの違いを踏まえて、論じる必要がある。よって、解答としては、導入の背景を踏まえて、以下の中からいくつかの観点に触れつつ、最後に内容がまとめられていると良い。

- ・運用リスクの負担
- ・資金積立機能の有効性、運用効率、世代間の公平性
- ・従業員の投資教育
- ・制度設計の制約
- ・企業会計上オフバランス
- ・ガバナンス

以下の解答例以外にも他の観点からの記述が考えられるため、あくまで一例である。

##### (解答例)

日本の企業年金制度は、主に確定給付企業年金制度（以下、「DB」という）と確定拠出年金制度（以下、「DC」という）の二つである。DBでは、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DCでは、運用リスクが従業員に偏ることとなり、DB・DC二者択一では、労使のどちらにリスクが偏る構造にある。

世界的には、DBよりDCへの移行が進む傾向が見られる。この背景には、企業にとって、DBの運営負担が重いことが挙げられる。年金財政上は積立不足が発生したら事業主が追加拠出を補填する必要がある。また、企業会計上も、金利低下局面を迎え、積立不足を認識し企業経営にも大きな影響を及ぼしてきた。一方、DCは事業主に運用リスクがなく、また、企業会計上もオフバランスとなっており、企業にとっては望ましいものであった。

しかし、DCは従業員にとって運用リスクを全て負担することの他に、資金積立機能の有効性、運用効率、世代間の公平性、制度設計上の制約の観点で課題があった。

以下、上記の論点について、DCと比較するとリスク分担型企业年金（以下「リスク分担型DB」という）では一定程度是正されており、老後の所得保障に資する制度と考える。

##### ○運用リスクの負担

DCでは運用リスクは従業員の負担であったが、リスク分担型DBでは企業が一定のリスクバッファを拠出しているため、運用リスクの一部を負担し、以下の特徴を有する。

- ・DCと同様、運用環境悪化により自動的に給付原資が減額される虞はあるが、財政均衡に幅を持たせた財政運営が可能のため、ただちに給付原資が減額される事態に陥るわけではない
- ・DCは運用リスクを従業員が負担していたが、リスク分担型DBでは、受給権者もその対象となる。このため、受給権者への周知（年金額改定ルール、過去5年程度の調整率の推移、その根拠等）が必要。

#### ○資金積立機能の有効性

DCでは拠出限度額が低く抑制されたうえに、従業員に金融リテラシーが十分に備わっていないため、老後の積立目標額が想定以上に低くなる傾向にある。

一方、リスク分担型DBでは規約に定めた方法に基づいて専門家の助言等を取り入れながら制度一体で運用するため、老後の積立目標額が想定内に収まりやすい。

#### ○運用効率

DCは個人単位で運用するため運用コストが高くつく傾向にあるが、リスク分担型DBでは制度一体で運用するため、運用コストが低く抑えられる。

#### ○世代間の公平性

リスク分担型DBではDC同様に経済環境に応じて給付額が変動するが、企業が一定のリスクバッファを拠出するため、DCほど給付額が変動しにくく、世代間の格差は生じにくい。

#### ○制度設計上の制約

リスク分担型DBはDBの枠組に入るため、DCと比して以下の点で柔軟性があり、退職金制度の給付カーブとの親和性が高く、中途退職者へのペナルティ機能等人材確保施策も行いやすい。

- ・DCは掛金の元利合計型の給付設計となり自己都合係数の設定も不可。一方、リスク分担型DBでは元利合計型の給付設計以外に最終給与比例制、ポイント制、定額制等の様々な給付設計が可能であり、自己都合係数の設定なども可能。例えば、従前のDBの設計をベースに移行することができる。これにより、今後、定年延長等を行う際に、制度設計の見直しが比較的容易となることも期待される。
- ・DCは年金支給開始前の中途引出し原則不可。リスク分担型DBは法令要件の範囲内で設計が可能

また、リスク分担型DBは規約に定められる掛金の拠出に限定され、企業が当該掛金の他に拠出義務を実質的に負っていない状況にあれば、企業会計上はDC同様オフバランスとなる。20年に1度の損失にも耐えうるレベルまでコストを負担できれば企業にとっても望ましいものになる。

導入にあたって留意すべき点は財政状況に応じて自動的に給付原資が調整されるため、ガバナンスの強化を図ることである。それには従業員、受給権者（以下、「従業員等」という）が制度の仕組みを正確に理解する必要がある。これまでの論点を踏まえてDCと比して事業主がリスク対応掛金相当を負担している分、従業員等に相応のメリットがあることを理解し労使合意を図ると共に、従業員等も制度運営に積極的に参加していくことが重要である。

アクチュアリーはこのリスク分担型DBが有効に機能するように債務の測定だけでなく年金財政に関するリスクについても正確に評価することが求められ、ますますその重要性が高まるであろう。

## 問題4 (2)

### <解答のポイント>

#### 【スライド調整期間が基礎年金部分と報酬比例部分とで異なる理由】

マクロ経済スライドの仕組みを理解し、その上でスライド調整期間が乖離することになった要因を簡潔に述べたものは加点する。

- ①マクロ経済スライドとは被保険者の減少率及び平均余命の伸びを勘案して固定された保険料に対して年金を改定していく仕組みであり、これにより年金財政を持続させていくもの。主な特徴は下記の通り
  - ・物価や賃金の上昇時に物価スライドまたは賃金スライドからマクロ経済スライドを控除した率が正值の場合に限りその率で年金額を改定
  - ・特例水準の解消を前提にマクロ経済スライドを発動することになっている
  - ・マクロ経済スライドによる給付水準調整はまず基礎年金部分から行われ、次に報酬比例部分について行われていくもの
  - ・従って、基礎年金部分と報酬比例部分の調整期間は必ずしも一致するものではない。
- ②長引くデフレ経済の中で物価、賃金が低下してマクロ経済スライドで控除できる年金の上昇がなかったこと、特例水準の解消が進まなかったことからマクロ経済スライドによる調整が行われなかった。これにより平成26年度までは所得代替率の上昇傾向が続いていた
- ③この所得代替率の上昇は現役世代の手取り収入の減少に比して、基礎年金部分の給付水準が低下しなかったことによる所得代替率の基礎年金部分の上昇の影響が大きい  
賃金の低下が物価の低下より大きい経済状況では新規裁定者の基礎年金は賃金ではなく物価を基準に改定する仕組みが引き起こしたもの
- ④給付が賃金を上回る物価により改定される一方で、保険料月額が賃金により改定されたことが国民年金の財政状況を悪化させ、給付調整期間を延伸し将来の給付水準をより大きく引き下げる必要が生じたもの
- ⑤厚生年金では基礎年金部分の給付水準が低下すると固定された保険料のうち基礎年金部分に充てる分が減少するため、逆に報酬比例部分に多くの財源を充てることことができる  
これにより給付調整期間は基礎年金部分では長くなり、報酬比例部分では短くなる

#### 【基礎年金部分にマクロ経済スライドを導入すべきでないという主張に対しての所見】

基礎年金部分へのマクロ経済スライド導入要否についてそれぞれの課題等を述べてからいずれかの立場を記述する。その上で課題についての有効な解決策について検討されていた場合は加点する。

なお課題となるポイントは例えば次の通り

- ① 基礎年金部分のマクロ経済スライド導入を続ける場合
  - ・全国民に適用されている部分としての給付水準が十分でない場合、防貧を目的とされた年金制度が機能しなくなる可能性がある
  - ・長期化するスライド期間に歯止めをかける施策

## ②基礎年金部分のマクロ経済スライド導入を廃止した場合

- ・財源の確保について
- ・報酬比例部分との公平性の観点

以下の解答例は基礎年金部分のマクロ経済スライド導入を続けるとした場合の一例である。

### (解答例)

スライド調整期間が基礎年金部分と報酬比例部分とで異なる理由について、まずは公的年金におけるマクロ経済スライド制度の概要について述べる。公的年金におけるマクロ経済スライド制度は平成16年改正時に将来の保険料(率)の法定化と同時に導入されたものである。その基本的な考え方は、将来の保険料(率)が法律により固定されることで将来の収入がほぼ固定される中で、給付におけるスライド率を調整することにより、年金財政が立ちゆくようになっていくというものである。

給付調整期間はまず、全国民に共通の基礎年金部分について考慮される。その期間は具体的には1号被保険者に係るいわゆる国民年金の年金財政がおよそ100年後に支出の1年分の積立金が保有できるように定められる。基礎年金部分については将来の給付が推計されれば、その総額をその時の現役世代の人数で除すことにより1人あたりの基礎年金拠出金額を求めることができる。すなわち、国民年金として基礎年金勘定に支出する額が見込めるわけである。基礎年金部分について給付調整を行えばその分国民年金の拠出金の減少という形で支出の減少につながるため、まず、国民年金についておよそ100年後に支出の1年分の積立金を保有するために必要な給付調整期間が推計される。

一方、厚生年金の主な支出は基礎年金拠出金と報酬比例部分の給付であるから、先に基礎年金拠出金の水準が国民年金の財政の観点から定められているので、残る報酬比例部分の給付調整期間を厚生年金の財政が立ちゆくよう推計することができる。

次にスライド調整期間がここまで乖離した要因を述べる。マクロ経済スライド制度導入当初、給付調整期間は基礎年金部分も報酬比例部分も等しいものであったが、次の要因等により調整期間に乖離が生じた。まず、長引くデフレ環境の中で物価、賃金が低下してマクロ経済スライドで控除すべき年金の上昇がなかったこと、特例水準の解消が進まなかったことからマクロ経済スライドによる調整が行われなかった。これにより足元では予定より高い給付が続く一方で保険料月額は物価を下回る賃金により改定されてきたことで国民年金の財政状況が当初見込みより悪化し、将来の給付水準をより大きく引き下げる必要が生じた。一方、厚生年金では基礎年金の給付水準が低下すると固定された保険料のうち基礎年金部分に充てる分が減少するため、逆に報酬比例部分に多くの財源を充てることになる。この結果、給付調整期間は基礎年金部分では長くなり、報酬比例部分では短くなったのである。

このような結果をみて、老後の所得保障の支柱をなす公的年金、とりわけ全国民に共通の給付である基礎年金部分に対して長期間の給付調整を行うということは、所得保障の観点から給付の十分性を失い適切ではなく、基礎年金部分に対するマクロ経済スライドの適用は廃止すべきであるという主張がされることがある。

基礎年金の給付水準は、老後の基礎的消費支出を賄うという考え方で当初設定された。まだ少子化が顕在化する前の、高齢化に対応するための基礎年金制度導入時のこうした給付水準の考え方は当時には妥当であったであろう。しかしながら、その後の少子化は当時には考えられなかったスピードで進んで

きた。その中で何度かの制度改正を行い、そしてたどり着いたのが保険料（率）固定下のマクロ経済スライドによる給付調整である。この制度によれば、少子化にストップがかかり回復していくことになれば給付調整期間は短くなることになる。支え手が減らなければ給付を調整する必要はないという至極自然な考え方に基づいた制度であると考えられる。これを、基礎年金の役割という考えに基づき、給付水準を死守するために基礎年金部分にマクロ経済スライドを行うべきでないと主張するのは、一つの考え方ではあるにせよ、支える者たちと支えられる者たちとのバランスや、調整しない場合に確保されるべき財源等の問題が残り、根本的な解決策とはいえないと考える。

とはいえ、基礎年金の給付水準がいくら低くてもよいというわけではなく、現在の仕組みの中でスライド期間をこれ以上長期化させない、あるいは短縮されるような施策は必要である。少子化に歯止めをかける政策を講ずることが望ましいのは確かであるが、人口構成は短期的には変わるものではないため、実現できたとしても当面先になるものと思われる。現実的には先ほどまでに述べた通り、調整期間の長期化の要因となったデフレ環境による影響の緩和や、制度の支え手を増やす施策を行うことで基礎年金部分の調整期間を短縮することになるであろう。具体的にはいわゆるプログラム法で今後の課題とされた事項を解消するため、平成26年財政検証で示されたオプション試算ⅠからⅢで示された施策を着実に実現することが考えられる。まず、オプション試算Ⅰで示されたマクロ経済スライドをフル発動させることで、デフレ環境の中でのこれ以上のスライド期間の長期化に歯止めをかけた上で、オプション試算Ⅱで示された被用者保険の更なる適用拡大やオプション試算Ⅲで示された保険料抛出の延長等により支え手を増やすことで基礎年金部分のスライド期間を短縮させていくべきである。オプション試算においてはいずれの試算でも基礎年金部分の調整期間短縮につながっていることが示されたため、有用であることはある程度保証できると考える。ただし、オプション試算ⅡやⅢでの施策を実現するためには、まずは社会全般として例えば女性や高齢者等が就労しやすい環境づくりを整備しなければならない。年金財政の問題に対しては幅広い視野をもち、長期的な観点からいくつもの施策を複合的に実施していくことが重要であると考えられる。